

平成28年度 札幌方面留置施設視察委員会の意見と措置

平成28年度中に札幌方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長等）に対して述べた意見と、これを受けて平成29年度までに講じた措置の概要は次のとおりです。

札幌方面留置施設視察委員会の意見と措置の概要

	意見	措置
1	浴室の壁に亀裂があり、一部変色していることから、改善措置を検討願いたい。	浴室の壁の塗装措置を行いました。
2	浴室ドアや壁の一部が黒く変色しており、臭いも気になることから、改善措置を検討願いたい。	浴室の壁の塗装措置等を行いました。
3	寝具保管庫内の布団について、何組も重ねて収納しているが、一番下の布団が圧縮されないよう、中段に棚を設置するなどの措置を検討願いたい。	寝具保管庫内に仕切りの棚を設置する修繕措置を行いました。
4	居室外トイレの壁の一部が黒く変色していることから、改善措置を検討願いたい。	居室外トイレの壁の塗装措置を行いました。
5	身体検査室の壁紙に亀裂があることから、改善措置を検討願いたい。	身体検査室の壁の修繕措置を行いました。
6	被留置者が常に時間を確認できるよう、全ての居室から見える位置に時計を増設するよう検討願いたい。	全ての居室から時計が確認できるよう、全ての施設に対し、壁掛け時計の配備措置を行いました。

平成30年4月

北海道警察本部留置管理課